

「32条」は2006年4月から自立支援医療費（精神通院医療）に変わり、こうなりそう

自立支援医療費（精神通院医療）に該当しない				
小さい ↑ 悪化時の重症度と通院継続の必要性 ↓ 大きい	自己負担なし	自己負担 10% (月額上限 2,500 円)	10% (5,000 円)	自己負担 10% D
	A	B - 1	B - 2	自己負担 10% (月額上限 10,000 円) C - 2 F0 症状性を含む器質性精神障害 F1 精神作用物質使用による精神および行動の障害 F2 精神分裂病、分裂病型障害および妄想性障害 F3 気分（感情）障害 G40 てんかん F0～F3とG40以外で 精神科医が認めた者
			10% (5,000 円)	自己負担 10% (月額上限 20,000 円) E
			[C - 2 と同じ]	[C - 2 と同じ] (2009 年度から削減?)
			医療保険の「多数該当」	
生活保護	本人だけの収入 年額 80 万円以下			
世帯の合計	市町村民税非課税		市町村民税（所得割） 年額 2 万円以上	市町村民税（所得割） 年額 20 万円以上

「重度かつ継続」(対象は順次見直し)